

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月27日
【会社名】	I Tホールディングス株式会社
【英訳名】	IT Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑野 徹
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	東京(03)5338-2277(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 多田 悟
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	東京(03)5338-2277(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 多田 悟
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月24日開催の当社第8期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金22円

第2号議案 定款一部変更の件  
現行定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

第1条（商号）

当社グループの組織再編により、平成28年7月1日を効力発生日として、当社を合併存続会社、当社の完全子会社であるT I S株式会社を合併消滅会社とする吸収合併を行います。この吸収合併により、当社はグループ会社の経営管理ならびにそれに付帯する業務を行う純粋持株会社から事業持株会社に移行するため、事業会社として認知度が高い「T I S株式会社」に商号を変更するものであります。

第2条（目的）

事業持株会社体制に合わせ所要の変更を行うものであります。

第35条（監査役の数）

事業持株会社への移行に伴う監査体制およびグループガバナンスの強化・充実を図るため、監査役の員数を1名増員するものであります。

附則の新設および削除

上記の変更に伴う効力発生日を平成28年7月1日とするため、新たに附則を設けるものであります。なお、この附則は、効力発生日経過後これを削除するものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、前西規夫、桑野徹、西田光志、柳井城作、金岡克己、日下茂樹、鈴木良之、小田晋吾、石垣禎信および佐野鉦一を選任するものであります。。

第4号議案 監査役5名選任の件

監査役として、下平卓穂、石井克彦、伊藤大義、上田宗央および船越貞平を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	686,739	881	251	(注)1	可決 (97.01%)
第2号議案	685,676	1,943	251	(注)2	可決 (96.86%)
第3号議案					
前西規夫	682,254	5,366	251	(注)3	可決 (96.38%)
桑野徹	682,282	5,338	251		可決 (96.38%)
西田光志	682,764	4,856	251		可決 (96.45%)
柳井城作	682,766	4,854	251		可決 (96.45%)
金岡克己	683,098	4,522	251		可決 (96.50%)
日下茂樹	683,033	4,587	251		可決 (96.49%)
鈴木良之	682,352	5,268	251		可決 (96.39%)
小田晋吾	680,613	7,007	251		可決 (96.15%)
石垣禎信	685,662	1,958	251		可決 (96.86%)
佐野鉦一	683,753	3,867	251		可決 (96.59%)
第4号議案					
下平卓穂	681,357	6,263	251	(注)3	可決 (96.25%)
石井克彦	681,263	6,357	251		可決 (96.24%)
伊藤大義	686,747	873	251		可決 (97.02%)
上田宗央	686,702	918	251		可決 (97.01%)
船越貞平	667,096	20,523	251		可決 (94.24%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は集計しておりません。

以上